

令和 8 年度 長岡市立図書館の運営方針（案）

○令和 8 年度の長岡市立図書館の運営方針、指定管理者制度に伴う運営の基本方針については、継続的・計画的に事業を行っていくため、前年度と同様としたいもの。

1 運営方針

市民の文化情報センターとしての機能を果たすため、図書館資料を収集整備し、社会状況に即応した、より積極的・合理的な図書館サービスを行うとともに、各種企画行事等を通じて市民の教育文化の向上を図る。

2 重点事項

- 1 当市をはじめとする郷土に関する各種資料等の収集・保存・活用に努める。
- 2 課題解決に向けた資料及びサービスの充実を図るとともに、利便性の向上に取り組む。
- 3 積極的な広報や各種機関などとの連携を進め、本と人をつなぐ、様々な事業を実施し、利用者の拡大を図る。
- 4 長岡市子ども読書活動推進計画に基づき、子どもや若者が本に親しむ環境づくりに取り組む。
- 5 互尊文庫の独自運営方針を尊重し、資料面や運営面の協力を行う。
- 6 市民の要望・意見を広く取り上げ、図書館運営に反映させる。
- 7 勉強会や職場内研修をはじめ様々な研修機会を確保し、図書館職員の資質の向上を図る。

3 指定管理者制度に伴う運営の基本方針

- (1) 多様化する市民ニーズに対応するため、指定管理者制度を地域図書館に導入し、民間事業者の創意工夫を生かしてサービスの向上と管理の効率化を引き続き図る。
- (2) 中央図書館は、多種多様な資料の収集・保存・活用等を行う統括館としての機能を持ち、市の図書館全体の基本方針や業務基準の決定並びに全館に関わる調整等を行う。
- (3) 地域図書館は、独自の運営として、各地域に関連した資料や特色ある資料を収集するとともに、地域に密着した読書普及活動を行う。
- (4) 利用者が安心して良質な図書館サービスを受けることができるよう、中央図書館は地域図書館の管理運営にあたる指定管理者との連携を強化するとともに、適切な指導を行う。
- (5) 図書館サービスの評価を的確に行い、指定管理期間中の管理運営状況を定期的に検証する。